

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百 七・八九平方キロメートル）

三 作業地域

横瀬町地内

四 作業期間

平成三十年八月三日から平成三十一年一月十八日まで